

令和三年三月

令和三年三月文京区議会臨時議會議案

文

京

区

議案第七十八号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

目次

議案第七十八号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年三月三十一日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の五第一号及び第二号中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

付則第五条の三中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

付則第五条の三の二第二項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区特別区税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に

対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率に係る特例の適用期限を延長するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

